

長柄町
特定健康診査等実施計画



長柄町マスコットキャラクター

ながら

平成30年4月1日

目次

序章 はじめに

- ・ 背景及び趣旨
- ・ 特定健康診査及び特定保健指導の対象となる生活習慣病
- ・ 計画の性格
- ・ 計画の期間
- ・ 長柄町国民健康保険における現状
- ・ 医療費の状況

第1章 達成しようとする目標

- ・ 受診率等の推移
- ・ 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の目標値

第2章 特定健康診査等の対象者数

第3章 特定健康診査等の実施方法

- ・ 特定健康診査の実施方法
- ・ 特定保健指導の実施方法
- ・ 自己負担について

第4章 個人情報の保護

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

第7章 その他

(別紙)

「特定保健指導業務委託仕様書」

【参考資料】特定健診等・健康増進事業検診 人員配置表

【参考資料】特定健診会場・職員配置図（5月）

【参考資料】特定健診会場・職員配置図（6月）

【参考資料】特定健診診察医師一覧

「長柄町特定健康診査・特定保健指導に係る費用徴収に関する規則」

序章 はじめに

・背景及び趣旨

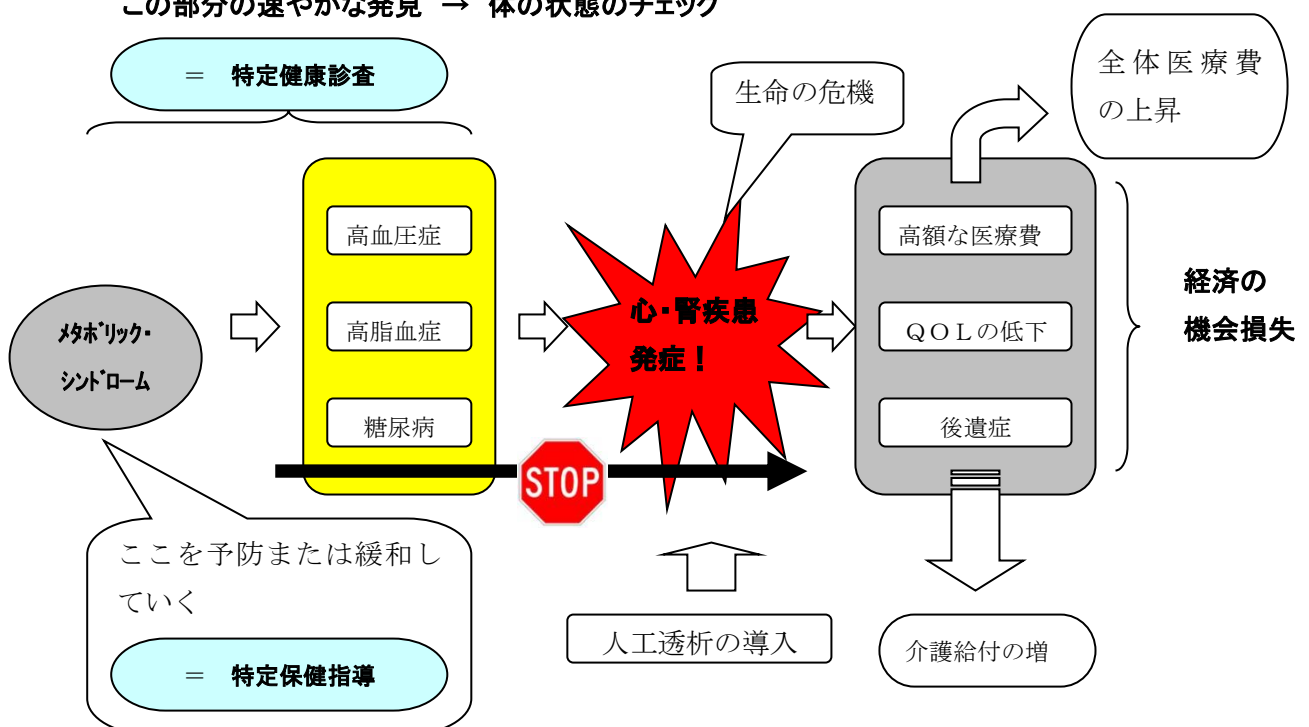
我が国は国民皆保険制度のもと、高い保健医療水準を誇り、世界有数の平均寿命となっている。しかしながら、医療技術の進歩や急激な高齢化などによる医療費の増加などの環境変化の中、医療保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとするのが求められてきた。このような状況に対応するため、平成18年6月に「医療制度改革関連法」が成立し、平成20年4月には、この改革の大きな柱の一つである「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、医療保険者に対して、40歳以上75歳未満の被保険者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられた。長柄町においても、平成20年3月に、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めた「長柄町特定健康診査等実施計画」（第1期計画 計画期間：平成20年度～24年度、第2期計画 計画期間：平成25年度～29年度）を策定し、事業を実施してきたところである。本計画は、第2期における特定健康診査及び特定保健指導の実施結果等を踏まえ、計画の見直しを行い、新たに第3期計画を策定するものである。

・特定健康診査及び特定保健指導の対象となる生活習慣病

特定健康診査及び特定保健指導の対象となる生活習慣病は、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、その他の生活習慣病であって、内臓脂肪の蓄積に起因するものとする。これは、内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、脂質異常、高血圧が重複した状態では、虚血性心疾患、脳血管疾患などの発症リスクが高くなるというメタボリック・シンドロームの概念に基づくものである。特定健康診査及び特定保健指導を通じて、その該当者及び予備群に対し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活、禁煙などの生活習慣の改善を行うことにより、発症リスクの低減を図ることが可能になる。

(図) 特定健康診査・特定保健指導の趣旨

この部分の速やかな発見 → 体の状態のチェック



・計画の性格

本計画は「高齢者の医療の確保に関する法律」第18条 特定健康診査等基本方針に基づき、保険者である長柄町が策定する計画であり、長柄町データヘルス計画などと十分な整合性を図るとともに、健康増進法第9条に規定する健康審査等指針に定める内容に留意したものとする。

・計画の期間

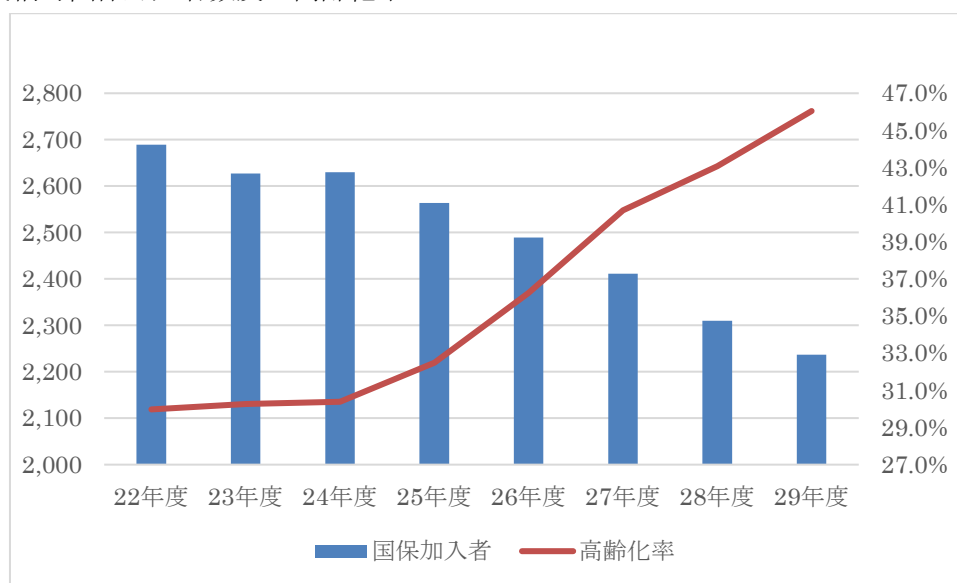
本計画は「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条第1項の規定に基づき、6年を一期とする。

・長柄町国民健康保険における現状

長柄町の人口は、平成29年3月末現在で7,185人、このうち、国民健康保険の被保険者は、2,237人、65歳以上の被保険者は1,030人で高齢化率は46.04%である。

平成28年10月から被用者保険の加入対象が拡大され、また、人口の減少、少子高齢化も伴い被保険者は減少・高齢化傾向にある。

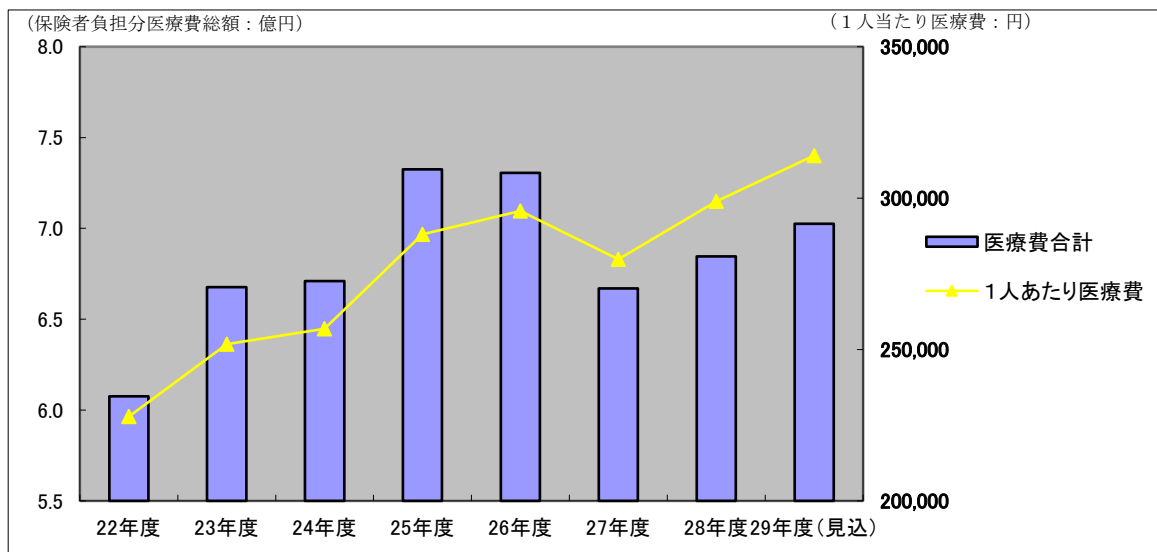
(図) 長柄町国保加入者数及び高齢化率



・医療費の状況

平成28年度の長柄町国民健康保険の医療費（本項目では一般及び退職分の療養の給付、療養費並びに高額療養費の保険者負担分を指す）総額は約6億8千万円、一人当たりの医療費は30万円である。被保険者数の減少により、医療費総額は26年度を頂点として抑制されているが、一人当たりの医療費は27年度での一時的な下落を除き年々上昇している。前項目「長柄町国民健康保険における現状」で述べたとおり、本町の被保険者は今後も高齢化が見込まれることから、一人当たりの医療費の上昇は継続するものと思われるが、医療費総額については、診療報酬明細改訂の動向や被用者保険の適用条件等の外的要因も多分に含まれるため、一人当たりの医療費の上昇率と比較した場合に緩やかな上昇率となることが予測される。

(図) 医療費の推移

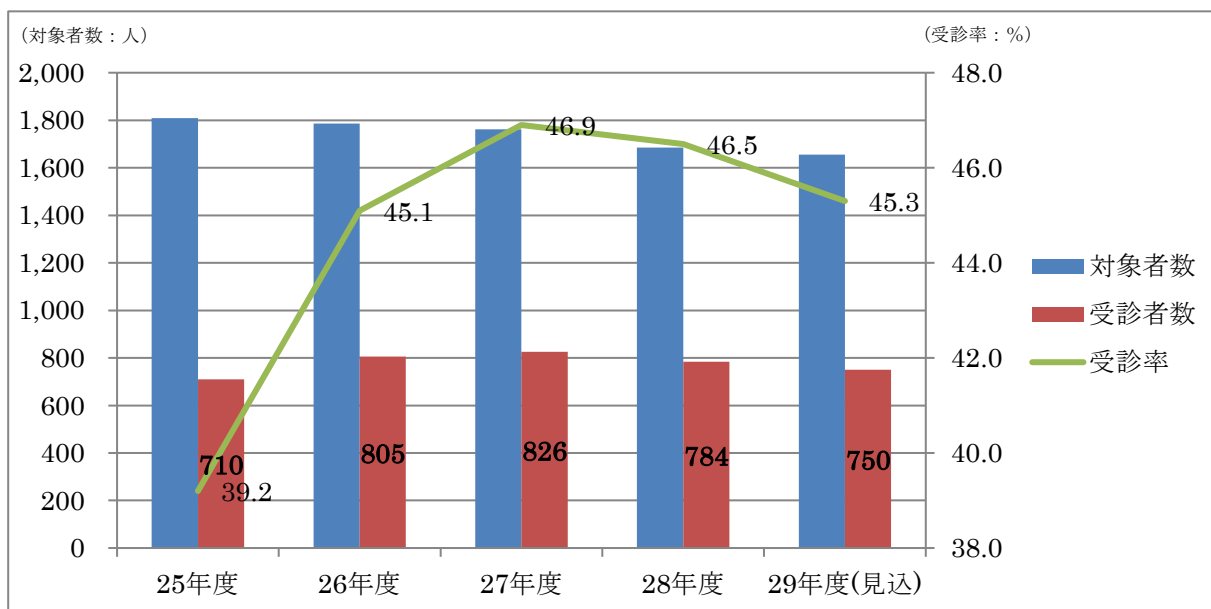


第1章 達成しようとする目標

・受診率等の推移

第2期特定健康診査等実施計画の最終年度における受診率目標は、厚生労働省が定めた参酌基準に準じて60%とするものであった。だが実際の受診率は計画未達であり大きく下回っている。本町における受診率の推移は下図のとおりである。なお下図や本章における図のデータは29年度を除き全て法定報告の数値である。

(図) 長柄町特定健康診査の受診状況



・特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の目標値

厚生労働省が策定した特定健康診査等基本方針に掲げる参酌基準をもとに、長柄町国民健康保険における特定健康診査・特定保健指導に関する目標値を設定する。

参酌基準における目標値は、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率ともに60%であるた

め、平成 30 年度から平成 35 年度までの特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の目標値は、平成 35 年度に 60%を達成するよう、下表のとおり設定する。

受診率・保健指導実施率の目標値

年度	30	31	32	33	34	35
特定健康診査受診率	47.5%	50%	52.5%	55%	57.5%	60%
特定保健指導実施率	50%	52%	54%	56%	58%	60%

(参考) 受診率向上対策

- ・他健診との同時実施 ※胸部レントゲン+前立腺がん検診+肝炎ウイルス+歯科健診
- ・健診会場までの送迎バスの運行
- ・心電図・眼底検査・貧血検査・血清クレアチニン検査の全員実施
- ・集団健診終了後の個別健診受診勧奨

第 2 章 特定健康診査等の対象者数

長柄町国民健康保険が実施する特定健康診査と特定保健指導の対象者は、年度内に 40～74 歳に到達する加入者とする。ただし年度内に 75 歳になる加入者にも実施する。

他の医療保険に所属する特定健康診査の対象年齢の者の特定健康診査は、長柄町国民健康保険特定健康診査の実施機関が契約代行機関において集合契約で契約を締結した場合に対象者とする。ただし特定保健指導は行わない。

第 3 章 特定健康診査等の実施方法

・特定健康診査の実施方法

特定健康診査の実施は下記のとおり行うものとする。

(1) 実施場所：**集団健診** 長柄町役場庁舎及び町内公共施設

個別健診 長柄町と契約した各医療機関

(2) 対象者への周知・案内方法

4 月中旬を目途とし、「特定健康診査受診券」を健診のお知らせ、問診票とともに対象者へ郵送で交付する。また町広報誌や防災行政無線を通じて広報し周知に努める。

(3) 実施項目

原則として「標準的な健診・保健指導プログラム」（以下「標準プログラム」）により示された標準的な問診及び検査項目とする。選択検査等については健診の魅力を増し受診率を向上させる観点から、集団健診においては心電図・眼底検査、血液検査における尿酸、血清クレアチニンは全員に実施するものとする。なお個別健診については「標準プログラム」に準じた取扱を継続する。

(4) 実施時期：**集団健診** 5 月～6 月

個別健診 5 月～12 月

その他、受診者数の増加等により受け入れ可能人数を超えるような場合には、受診者の利便性向上を図る観点から、適宜他検査機関との委託契約締結も今後検討課題としたい。特に本町

は地理的条件から千葉市や市原市への医療機関へ通院する被保険者も少なからず存在するので長期的に研究を重ねていく。また長柄町国民健康保険で実施している短期人間ドック助成については長生郡市外の医療機関と契約している例もあり、短期人間ドックの受診も特定健康診査受診に代えることができるためそちらのアプローチも考慮する。

(5) 事業者健診等のデータ収集方法

国民健康保険に加入しているが、パート等で勤務している者については労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）による事業主健診を受けるものと想定される。前年度に事業主健診等によるデータ提供を受けた者に対して、窓口または文書での新たな健診結果の提供依頼等を積極的に行う。

・特定保健指導の実施方法

特定保健指導は特定健康診査によりメタボリック・シンドロームおよび同予備群の該当とされた者に実施されるものである。

(1) 対象

「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」と判定された受診者全員。

(2) 内容及び時期

・「**情報提供**」：健診終了後1～2か月後を目処に健診結果の経年変化及び有所見項目に関する注意事項を記した資料を提供し情報提供を図る。

・「**動機付け支援**」：健診終了後1～2か月後を目処に初回面接を実施。生活習慣改善に向けての目標設定を行う。面接は専門の知識を有した者（保健師、管理栄養士等）で実施する。実施される日数等は対象者数に応じて適宜調整する。初回面接後3～6か月目に目標達成状況を確認する。

・「**積極的支援**」：「動機付け支援」対象者と同様に健診終了後1～2か月後を目処に初回面接を実施。生活習慣改善に向けての目標設定を行い、3～6か月目に目標達成状況を確認する。

(3) 外部委託及び委託形態

保健指導においては効率性、有効性を勘案しその一部又は全部について外部委託する場合がある。その際は以下の基準および「特定保健指導業務委託仕様書」の仕様を満たしていることを委託の条件とする。

- ア・効果的な指導計画が策定できること
- イ・必要な専門的要員が確保できている
- ウ・電子媒体で指導結果を提出できる
- エ・指導データ、個人情報の管理が徹底できている

委託先については、本業務が極めて専門的な業務であることから随意契約を基本とするが、その委託事業者選定の過程にあつては、場合によりプロポーザルなどを行うなど十分な精査を行うものとする。なお、第2期においては積極的支援のみを外部委託してきた。

・自己負担について

特定健診・保健指導にかかる受検者等の自己負担については別添「長柄町特定健康診査・特定保健指導に係る費用徴収に関する規則」に定められているとおりである。また同時実施される他の健診等にかかる自己負担は別に定める規則による。

第4章 個人情報保護

健診データは健診機関より電子媒体で受領し、保健指導データとともに役場健康福祉課に設置している健康管理システム（両備システムズ社製）及び支払代行機関である千葉県国民健康保険団体連合会の設置したデータ保存用端末において、それぞれ管理する。データは健診・保健指導に係る事業においてのみ使用するものとし、外部への持出及び外部ネットワークとの接続が可能な機器への移行は行わないこととする。

また事業評価等を行うために外部機関又は業務委託先へデータ提供、及び事業実施の翌年度に予定されている国への事業実施報告のために千葉県国民健康保険団体連合会を通じて社会保険診療報酬支払基金へデータ提供の必要がある場合については、全てのデータを匿名化した上で提供し個人情報が漏洩しないよう努める。

また本計画に規定する事業委託契約にあたっては別途取り交わす個人情報取扱特記事項および「医療・介護事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成18年4月21日医政発第0421005号、薬食発第0421009号、老発第0421001号）等に基づく個人情報保護対策が確実にできることを委託契約における最低条件とする。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

毎年度1月頃に全世帯に送付する「検診受診希望調査書」に計画を元に実施する翌年度の特定健康診査の案内文を同封し、加えて町広報紙及び長柄町ホームページ、防災無線を活用して本制度の周知を図る。

また、本計画書については長柄町ホームページに掲載する。

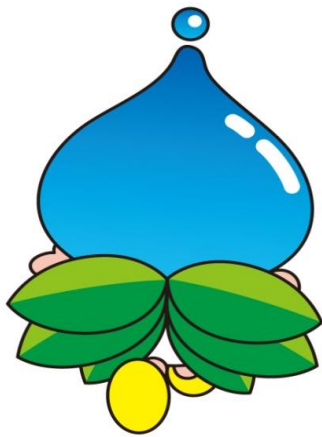
第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、社会情勢の変化等を鑑み必要に応じて計画を見直すものとする。

第7章 その他

その他、特に定めのないもの、技術的な点については「標準プログラム」に拠り実施することとする。

(別紙)



(本計画に関する連絡先)

長柄町役場税務住民課国保年金係

TEL0475-35-2113